各務原市窓口番号表示案内システム設置事業者選定委員会設置要綱

（令和３年１月２０日決裁）

（設置）

第１条　窓口番号表示案内システム設置事業者（以下「設置事業者」という。）の選定を、公平かつ適正に実施するため、各務原市窓口番号表示案内システム設置事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、設置事業者の選定に関する事務を所掌する。

（組織）

第３条　委員会は、委員６人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

（１）総務部長

（２）市民生活部長

（３）総務部管財課長

（４）市民生活部税務課長

（５）市民生活部市民課長

（６）市民生活部医療保険課長

３　委員会に委員長及び副委員長を置く。

４　委員長は、市民生活部長をもって充て、会務を総理する。

５　副委員長は、総務部長をもって充て、委員長の職務を補佐し、又は代理する。

（会議）

第４条　委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

２　委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（関係者の出席）

第５条　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、市民生活部市民課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日決裁）

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。